

## 御意見及び御意見に対する国税庁の考え方

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
酒類の特性（化学的要素）、名称に関する御意見	<p>・ 亜硫酸はなるべく抑え、自然農法（有機農法）に限定すればさらに魅力度がアップすると思われま。名称も、「大阪」はわかりやすくいいのですが、さらに魅力的な名前があればいいのですが。</p>	<p>・ 地理的表示の名称や産地の範囲、酒類の特性については、産地のワイン製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
名称に関する御意見	<p>・ 令和2年までの30年間、近畿圏（兵庫県宝塚市、大阪府中央区、都島区、奈良県大和郡山市、奈良市）に在住していましたが、大阪産のぶどうを食した機会はありません。</p> <p>酒類の販売時に産地表示することの意義は十分に理解していますが、大阪産の「ぶどう酒（ワイン）」に違和感を覚えます。</p> <p>今から100年前に大阪府下の金剛山付近で食用ぶどうが移植され、栽培が継続されてきたようですが、それを用いて製造された酒類ならば、「大阪」よりむしろ地理的表示には「堺」が適当だと思われま。</p> <p>そもそも、大阪（関西）は東京（関東）に次ぐ酒類の消費地であり、そのような地理にあって、生産地を呼称（表示）した「ワイン」に対し、一人の消費者として賛同できないというのが、私の意見です。</p>	<p>・ 地理的表示の名称や産地の範囲、酒類の特性については、産地のワイン製造者の皆様が、地域ブランドをどのように形作っていくかとの観点も含めて協議を重ね、合意形成されたものであり、これを尊重すべきものと考えます。</p>
酒類の特性を維持するための管理に関する御意見	<p>・ 大阪ワイナリー協会は、ワイナリー6社で構成され、その1社が会長、2社が副会長という組織。財務基盤もなく、このような脆弱な組織でキチンと品質管理ができるとは思えま。</p>	<p>・ GI大阪の管理機関として新たに組織される「地理的表示『大阪』管理委委員会」は、酒類地理的表示に関するガイドライン第2章第1節2（1）に定める基準を満たしており、管理業務を実施するための実施</p>

区分	御意見	御意見に対する国税庁の考え方
		<p>要領等の整備など、「酒類の特性を維持するための管理」を行うことができる団体であると判断しております。</p> <p>なお、指定後に、酒類の特性を維持するための管理が適切に行われていないことが判明した場合には、地理的表示の指定を取り消すことができることとしています。</p>
<p>制度に関するご意見</p>	<p>・この制度はいずれは全ての都道府県、47のGI制度を目指しているものなのではないでしょうか？そうであればいいのですが、デラウェアの栽培の歴史があるとはいえ、決してワイン産地とは言えない大阪府で制度が導入できるとなると、山梨県や北海道など本当に頑張っているワイン産地の価値が下落してしまうことを危惧してしまいます。</p>	<p>・生産基準に記載のとおり、大阪ではブドウの栽培だけでなく、ワインの製造についても長い歴史があります。これらの事実に基づき、酒類の特性が、①酒類の原料・製法等が明確であることのほか、②酒類の特性がありそれが確立していること、③酒類の特性が酒類の産地に主として帰せられることの全てを満たしていると考えております。</p>